

令和8年度鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト 募集要領

1 目的

本事業は、潜在的に起業意欲を持つ学生や社会人など県内のスタートアップ人材を発掘し、起業家育成プログラム（以下「育成プログラムという」）に参加・事業化を行う後押しをすることで、県内から成長性の高いスタートアップを生み出すことを目的としています。

2 応募要件

本事業の対象者は、以下の要件を全て満たすものとします。

(1) 対象者	令和8年4月1日時点で満18歳以上の者で、鳥取県内在住者又はこれに準ずる者（鳥取県内の事業所や教育機関に勤務・在籍している等）
(2) 対象要件	申請年度において、以下のいずれかの育成プログラムに応募し採択され、参加すること ・次世代イノベーター育成プログラム「始動 Next Innovator」 ・起業家等の海外派遣プログラム「J-StarX」

※応募は、応募者1者当たり1プログラムについてのみとします。

3 鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金

本事業の対象者には、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金を支給します。

(1) 「始動 Next Innovator」に参加する場合

国内研修の現地参加回数に1回当たり10万円を乗じた額(1人当たり60万円を上限とする。)と海外研修の現地参加日数に1日当たり1万円を乗じた額(1人当たり30万円を上限とする。)を合算した額

(2) 「J-StarX」に参加する場合

現地での研修参加日数に1日当たり1万円を乗じた額(1人当たり30万円を上限とする。)

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）の間において、育成プログラムに採択された日から当該プログラムの開始日まで

(2) 提出書類及び提出方法

支給認定申請書を電子申請サービスまたは持参、郵送により産業未来創造課まで提出してください。

5 支援金支給の流れ

項 目	実施者	時 期	内 容
①申請	申請者	育成プログラム開始前日まで	対象となる育成プログラムが開始される前にお申し込みください。 ※4（1）による募集開始時点において既に育成プログラム参加中の場合は、当該プログラム期間の終了までにお申し込みください。（まずは御相談ください）
②要件確認・支給認定	県	①から2～3週間程度	対象要件に合致するかを確認の上、支給対象者の認定を行います。
①実績報告・支給申請	申請者	育成プログラム終了後2週間以内（又は育成プログラム中の各旅行終了後2週間以内）	育成プログラム終了後又は育成プログラム中の各旅行終了後に参加結果の実績報告を行います。併せて支給申請を行います。
② 支給決定・支給	県	③の報告を受領してから概ね30日以内	③に基づいて支援金の支給を決定し、支給します。

※育成プログラム終了後は活動報告を県主催の起業家育成イベント等で実施していただくことを想定しています。

6 留意事項

(1) 証拠書類等の保存

実際に育成プログラムに採択され、参加したことが分かる書類を保存してください。

(2) 支援金の支給不認定、不支給、支給取消及び返還

本事業への申請前1年以内に法令に違反する重大な事実（故意又は過失によるものに限る。）があると認められた場合、虚偽の申請があった場合等は、支援金の支給認定又は支給決定を行いません。また、支給後において、その支給額の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

7 窓口・問合せ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課 産業支援担当

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県庁本庁舎7階）

電話 0857-26-7246／ファクシミリ 0857-26-8117 ／電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/329611.htm>